

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除

環境管理課

○ 指定居宅サービス事業者の指定

指導監査室

○ ” ”

○ 指定居宅サービスの事業の廃止

”

○ ” ”

”

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

”

○ ” ”

”

○ ” ”

”

### 【公告】

○ 令和二年度登録販売者試験の実施

医薬安全課

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

○ 随意契約の相手方の決定

会計課

### 【収用委員会】

○ 土地収用法に基づく審理手続の開始

収用委員会

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百六十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和二年岡山県告示第九十四号により指定した区域（以下「要措置区域」という。）の全部について指定を解除する。

令和二年五月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定を解除する要措置区域

総社市下原字東下向一五四六番の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

六価クロム化合物

三 指定を解除する要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置  
規則別表第八の五の項の上欄に掲げる土壤汚染の除去

# 令和2年5月8日 岡山県公報 第12191号

## ◎岡山県告示第二百六十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和二年五月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

ヘルパーステーション ピュアライフ城西

#### 2 所在地

岡山県津山市二宮一九一一番地一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社モトマキノ

#### 2 所在地

岡山県津山市小田中一三七五番地六

### 三 指定年月日

令和二年五月一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二四四四

### 五 サービスの種類

訪問介護

# 令和2年5月8日 岡山県公報 第12191号

## ◎岡山県告示第二百六十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和二年五月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

社会福祉法人奈義町社会福祉協議会指定訪問介護事業所

#### 2 所在地

岡山県勝田郡奈義町豊沢三二七番地一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

社会福祉法人奈義町社会福祉協議会

#### 2 所在地

岡山県勝田郡奈義町豊沢五〇七番地二

### 三 指定年月日

令和二年五月一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七三六〇〇六四六

### 五 サービスの種類

訪問介護

# 令和2年5月8日 岡山県公報 第12191号

## ◎岡山県告示第二百六十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和二年五月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

あかいわデザイナーサービスセンターさくら

#### 2 所在地

岡山県赤磐市日古木三三―一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

社会福祉法人赤磐中央福祉会

#### 2 所在地

岡山県赤磐市日古木三三番地の三

### 三 指定年月日

令和二年五月一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七二二〇一四九五

### 五 サービスの種類

通所介護

# 令和2年5月8日 岡山県公報 第12191号

## ◎岡山県告示第二百六十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和二年五月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

あかいわデザイナーサービスセンターさくら

#### 2 所在地

岡山県赤磐市日古木三三一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

医療法人知誠会

#### 2 所在地

岡山県岡山市東区瀬戸町沖三四三番地

### 三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年四月二十七日

### 四 介護保険事業所番号

三三七二二〇〇七四五

### 五 サービスの種類

通所介護

# 令和2年5月8日 岡山県公報 第12191号

## ◎岡山県告示第二百六十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和二年五月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

ケアサポートLau

#### 2 所在地

玉野市田井五丁目二十一番十一号

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社Y.T.B Group.jp

#### 2 主たる事務所の所在地

倉敷市二日市七二六一

### 三 指定年月日

令和二年四月一日

### 四 事業所番号

三三一〇四〇〇四九八

### 五 サービスの種類

生活介護

# 令和2年5月8日 岡山県公報 第12191号

## ◎岡山県告示第二百六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和二年五月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

ショートステイL a u

#### 2 所在地

玉野市田井五丁目二十一番十一号

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社Y・T・B Group. j p

#### 2 主たる事務所の所在地

倉敷市二日市七二六一

### 三 指定年月日

令和二年四月一日

### 四 事業所番号

三三一〇四〇〇五〇六

### 五 サービスの種類

短期入所



# 令和2年5月8日 岡山県公報 第12191号

## ◎岡山県告示第二百六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和二年五月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

幸生デイサービスセンター

#### 2 所在地

和気郡和気町佐伯三六八一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

有限会社幸生

#### 2 主たる事務所の所在地

和気郡和気町佐伯三六八一

### 三 指定年月日

令和二年四月一日

### 四 事業所番号

三三一―二三〇〇―二二五

### 五 サービスの種類

生活介護

# 令和2年5月8日 岡山県公報 第12191号

## ◎岡山県告示第二百六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和二年五月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

吉備の里なでしこ

#### 2 所在地

加賀郡吉備中央町上野二三二〇一―二

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

社会福祉法人吉備の里

#### 2 主たる事務所の所在地

加賀郡吉備中央町上野二三二〇一―一〇

### 三 指定年月日

令和二年五月一日

### 四 事業所番号

三三一三九〇〇一―四

### 五 サービスの種類

短期入所

# 令和2年5月8日 岡山県公報 第12191号

〔一九一〕医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第三十六条の八第一項の規定による試験を次のとおり実施する。

令和二年五月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 試験日時

令和二年十一月十七日（火曜日）午前十時から午後三時三十分まで

## 二 試験場所

岡山市北区いずみ町二丁目一番三号

岡山県総合グラウンド体育館（ジップアリーナ岡山）

ただし、受験者数等の状況により試験場所を変更する場合は、受験票により受験者に通知する。

## 三 試験科目

試験は、次の事項について行う。

- 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- 2 人体の働きと医薬品
- 3 主な医薬品とその作用
- 4 薬事に関する法規と制度
- 5 医薬品の適正使用と安全対策

## 四 受験申請書類

試験を受けようとする者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十九年岡山県規則第五号）第四条の規定による登録販売者試験受験申請書（以下「受験申請書」という。）一通（申請前六月以内に撮影した脱帽、正面、上半身、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの写真を受験申請書の写真欄に貼り付けること。）を提出すること。

## 五 受験申請書受付期間

令和二年八月三日（月曜日）から同月十八日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）とする。ただし、県外に住所を有する者で郵便又は信書便により提出する場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

## 六 注意事項

1 受験手数料として一万五千円相当額の岡山県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納付すること。

2 受験申請書は、岡山県保健福祉部医薬安全課ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/38/>) からダウンロードすることができる。なお、岡山県保健福祉部医薬安全課及び岡山県が設置する各保健所（支所を除く。以下「保健所」という。）においても配付する。

3 受験申請書は、原則として、保健所又は次の場所へ郵便又は信書便により提出することとし、簡易書留郵便又はこれに準ずる方法により送付すること。

郵便番号七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部医薬安全課

4 受験者は、試験当日に受験票を携行すること。

5 既納の受験手数料は、返還しない。

七 その他

1 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものについては、受験申請書を提出するまでに岡山県保健福祉部医薬安全課に申し出た場合は、受験の際にその障害の状態に応じて必要な措置を講ずることがある。

2 合格者の受験番号は、令和二年十二月二十五日（金曜日）午前十時に岡山県庁北側公示板及び保健所において発表する。

3 合格者には、合格証を交付する。

4 試験の詳細については、保健所又は岡山県保健福祉部医薬安全課へ問い合わせる（ト）。

# 令和2年5月8日 岡山県公報 第12191号

〔一九二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年五月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ院庄店

所在地 津山市院庄字五反田一〇二九番一ほか

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

### 3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）店舗北側から東側 二百十五台

（変更後）店舗北側から東側 百台

### 4 変更年月日

令和二年十二月二十四日

## 二 届出年月日

令和二年四月二十三日

## 三 縦覧の期間及び場所

### 1 縦覧の期間

令和二年五月八日から同年九月八日まで

### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業文化部商業・交通政策課

# 令和2年5月8日 岡山県公報 第12191号

〔一九三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年五月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称  
統合財務会計システム保守運用業務
- 二 契約期間  
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県出納局会計課  
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和二年四月一日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国  
岡山県岡山市北区表町一丁目五番一号
- 六 契約金額  
三四、七八〇、〇二〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、一六一、八二〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）  
随意契約
- 八 随意契約の理由  
政令第十一条第一項第二号に該当するため

# 令和2年5月8日 岡山県公報 第12191号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により通知すべき事項を記載した書類は、次のとおり岡山県収用委員会事務局（岡山県土木部監理課内）において保管しているので、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により通知する。

令和二年五月八日

岡山県収用委員会

一 通知すべき事項を記載した書類

令和二年四月二十三日付け審理開始の通知書

二 通知を受けるべき者の住所及び氏名

住所 不明

氏名 不明

ただし、岡山県岡山市北区東古松三丁目三四五番九（分筆前の三四五番一）の駐車区画に賃借権を有する者

三 書類の受領等

通知すべき事項を記載した書類を出頭の上交付を受けること。

受領しないときは、令和二年五月二十九日をもって通知があったものとみなされる。